

竹刀検量について(学校用)

1 竹刀検量の基本方針

- ★なぜ検量を行うのか？ → 同じ規格の竹刀を使い、公平に競技ができる。
→ 試合者が安全に試合を行うことができる。
- ★検量に時間をかけるのは何故か？ → 観点項目が多く合・否の判断に時間がかかる。

2 竹刀検量を受ける際の注意点

(1) 生徒

- ① 竹刀検量観点一覧表(学校用)を熟読し、確実に点検・修理を行うこと。
- ② 異物混入や不正な改造を絶対にしないこと。
- ③ 中結やつるの先の長いものはハサミで切っておくこと。
- ④ 前大会の合格シールをはがしておくこと。
- ⑤ 顧問・監督の事前点検を必ず受けること。
- ⑥ 不合格の場合、その理由を顧問・監督に必ず報告すること。

(2) 顧問・監督

- ① 日頃より竹刀の点検・修理・安全面について指導すること。※
- ② 必ず事前点検を行うこと。※
※顧問・監督が実施できない場合、武道具店もしくは他校専門の顧問・監督に依頼すること。
- ③ 不合格竹刀で疑義や疑問等があれば竹刀検量係長に確認をとること。

3 確認事項

全日本剣道連盟試合規則[竹刀] 第3条

竹刀は、竹または全日本剣道連盟が認めた竹に代わる化学製品のものとする。

全日本剣道連盟試合細則 第2条

1. 竹刀の構造は、四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。ピース(四つ割りの竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。
2. 竹刀の基準は、以下のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鏝)を含まない。太さは先革先端部最小直径とする。

全日本剣道連盟試合規則[諸禁止行為] 第17条

1. 定められた以外の用具(不正用具)を使用する。

全日本剣道連盟試合規則[罰則] 第19条

第17条1号の禁止行為をした場合は、次の各号により処置する。

1. 不正用具の使用は負けとし、相手に2本を与え既得本数および既得権を認めない。
2. 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。
3. 不正用具の使用が発見された者は、その後の試合を継続することができない。

全国高体連剣道専門部申し合わせ事項4-(4)

不正用具を使用した時の罰則は試合規則17条・19条の通りであるが、個人戦と団体戦を含めて行う大会においては、両方にまたがって適用する。

- (イ) 団体・個人戦における不正用具使用者は、以後の試合に出場できない。団体トーナメント戦における補欠の出場は別に定めのない限り認める。
- (ロ) 団体・個人戦ともにリーグ戦にあつては、不正用具使用者の総ての試合を負けとし、補欠の出場は認めない。

竹刀検量観点一覧表(学校用)

項目	順	部分	観点	備考(不合格の状態など)	
計量	1	長さ	全長117cm以下(男女共通・付属品含む)	竹刀ゲージで計測し、長いものは不合格	
			中結の位置が全長の約1/4の位置にある	1/4の位置は30cm±5cmを目安とする	
	2	先革	男子26mm以上、女子25mm以上	縫い目を上にして竹刀ゲージで計測し、手を離すと自重で底まで沈む竹刀は不合格 ※必要以上に先革がつぶれていないこと(横幅の方が広い)	
			先革の長さが50mm以上	竹刀ゲージで計測し、短いものは不合格	
	3	重さ	男子480g以上、女子420g以上	デジタル秤で数値を確認し、規定に達しないものは不合格	
	目視	4	竹	折れ、割れ、ささくれがない	ささくれは削らないといけない状態のもの
虫食い、傷がない					
先革のところで竹に隙間がない				先ゴムが大きい	
肉厚を削っていない				竹の肉厚を削っているもの	
組み合わせた竹刀の場合、つぶれない				組み合わせた竹刀の場合、節が揃っておらず、打突でつぶれて元に戻らない状態のもの	
物打ち及び鏝元の間(胴張付近)に著しい隙間がない				削り過ぎや、竹が膨らんだ状態など形状に注意する	
装飾(銘や製作者名以外の刻字、刻印等)が施されていない				鏝元からおおよそ10cm以上に渡り竹部に刻字、刻印が施されている(※氏名・学校名は、おおよそ10cm程度以内であれば許容)	
5		先革	先革と竹の間に隙間がない	先革の大きいものを使用している 手で動かすと回る	
			先革が破れていない	隙間から、先ゴムが見える	
			先革が薄くなっていない	先ゴム・竹が見える ※必要以上に先革がつぶれていないこと(横幅の方が広い)	
			つる・鉢巻きに破損がない	鉢巻きが切れかかっているなど	
6		中結	巻きが3周で固定されている。	緩み確認は、前後左右に動かしてみる	
			破損がない	切れかかっているなど	
7		つる	中結を固定するための結び目が見えていない		
			ゆるみ・すり切れがない、先が長くない。	中結が簡単に回転する。つるがたるむ	
			柄の上のところで、竹刀に巻き付けていない	竹刀に巻き付けている	
8		柄	破れがない		
			滑り止め(ゴム等)がついていない		
			柄が必要以上に濡れていない	コテ以外の部分が濡れている	
音		9	異物	竹刀を振って、振動を与えて異音がしない	ちぎり・先ゴム以外が入っている
検印シール				鏝元の節より先側部分にシールを1巻貼付し、返却する	男女別色

○化学製品(カーボン)竹刀の使用は認めるが、長谷川化学工業(株)の製品であること。

ただし、次の状態のものは不可とする。

- ・切損、亀裂が認められるもの
- ・カーボン竹刀専用先ゴムを使用していないもの
- ・刃部にカーボン露出のあるもの
- ・竹製品と組み合わせているもの

◎全国大会では不合格竹刀は全て預かり。柄に合格スタンプが押せない・読み取れないものも預かり対象。

◎監督の事前点検と選手の自主点検の徹底をお願いします。

竹刀検量について(業務用)

1 竹刀検量の基本方針

- ★なぜ検量を行うのか？ → 同じ規格の竹刀を使い、公平に競技ができる。
→ 試合者が安全に試合を行うことができる。
- ★検量に時間をかけるのは何故か？ → 観点項目が多く合・否の判断に時間がかかる。

2 業務内容

(1) 共通

- ① 竹刀検量観点一覧表を熟読し、厳正に業務を遂行する。
- ② 検量の基準がずれないように統一観点を検量を行う。
- ③ 不合格は選手に理由を述べて確認の上、返却する。直して再検量は可。
- ④ 中結やつるの先の長いものはハサミで切らせた後に検量する。原則本人に直させる。

(2) 係長

- ① 竹刀検量所の統括を行う。
- ② 係員からの疑義や疑問、判断しがたいものについて確認をする。
- ③ 係長でも判断しがたいものや疑義が生じた際は速やかに専門委員長に連絡をする。
- ④ 異物混入発覚の際は竹刀を預かり、学校名・選手名を確認後、速やかに専門委員長に連絡をする。

(3) 係員

- ① 疑義や疑問、判断しがたいものについては係長に確認をとる。

3 確認事項

全日本剣道連盟試合規則[竹刀] 第3条

竹刀は、竹または全日本剣道連盟が認めた竹に代わる化学製品のものとする。

全日本剣道連盟試合細則 第2条

1. 竹刀の構造は、四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。ピース(四つ割りの竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。
2. 竹刀の基準は、以下のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鏝)を含まない。太さは先革先端部最小直径とする。

全日本剣道連盟試合規則[諸禁止行為] 第17条

1. 定められた以外の用具(不正用具)を使用する。

全日本剣道連盟試合規則[罰則] 第19条

第17条1号の禁止行為をした場合は、次の各号により処置する。

1. 不正用具の使用者は負けとし、相手に2本を与え既得本数および既得権を認めない。
2. 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。
3. 不正用具の使用が発見された者は、その後の試合を継続することができない。

全国高体連剣道専門部申し合わせ事項4-(4)

不正用具を使用した時の罰則は試合規則17条・19条の通りであるが、個人戦と団体戦を含めて行う大会においては、両方にまたがって適用する。

- (イ) 団体・個人戦における不正用具使用者は、以後の試合に出場できない。団体トーナメント戦における補欠の出場は別に定めのない限り認める。
- (ロ) 団体・個人戦ともにリーグ戦にあつては、不正用具使用者の総ての試合を負けとし、補欠の出場は認めない。

竹刀検量観点一覧表(業務用)

項目	順	部分	観点	備考(不合格の状態など)	対応
計量	1	長さ	全長117cm以下(男女共通・付属品含む)	竹刀ゲージで計測し、長いものは不合格	不合格は2名以上で確認
			中結の位置が全長の約1/4の位置にある	1/4の位置は30cm±5cmを目安とする	
	2	先革	男子26mm以上、女子25mm以上	縫い目を上にして竹刀ゲージで計測し、手を離すと自重で底まで沈む竹刀は不合格 ※必要以上に先革がつぶれていないこと(横幅の方が広い)	
先革の長さが50mm以上			竹刀ゲージで計測し、短いものは不合格		
3	重さ	男子480g以上、女子420g以上	デジタル秤で数値を確認し、規定に達しないものは不合格		
目視	4	竹	折れ、割れ、ささくれがない	ささくれは削らないといけない状態のもの	係長確認
			虫食い、傷がない		
			先革のところで竹に隙間がない	先ゴムが大きい	
			肉厚を削っていない	竹の肉厚を削っているもの	
			組み合わせた竹刀の場合、つぶれない	組み合わせた竹刀の場合、節が揃っておらず、打突でつぶれて元に戻らない状態のもの	
			物打ち及び鏝元の間(胴張付近)に著しい隙間がない	削り過ぎや、竹が膨らんだ状態など形状に注意する	
			装飾(銘や製作者名以外の刻字、刻印等)が施されていない	鏝元からおおよそ10cm以上に渡り竹部に刻字、刻印が施されている(※氏名・学校名は、おおよそ10cm程度以内であれば許容)	
	5	先革	先革と竹の間に隙間がない	先革の大きいものを使用している 手で動かすと回る	以2名以上
			先革が破れていない	隙間から、先ゴムが見える	
			先革が薄くなっていない	先ゴム・竹が見える ※必要以上に先革がつぶれていないこと(横幅の方が広い)	
			つる・鉢巻きに破損がない	鉢巻きが切れかかっているなど	
	6	中結	巻きが3周で固定されている。	緩み確認は、前後左右に動かしてみる	
			破損がない	切れかかっているなど	
7	つる	中結を固定するための結び目が見えていない			
		ゆるみ・すり切れがない、先が長くない。	中結が簡単に回転する。つるがたるむ		
		柄の上のところで、竹刀に巻き付けていない	竹刀に巻き付けている		
8	柄	破れがない			
		滑り止め(ゴム等)がついていない			
		柄が必要以上に濡れていない	コテ以外の部分が濡れている		
音	9	異物	竹刀を振って、振動を与えて異音がしない	ちぎり・先ゴム以外が入っている	係長確認
検印シール			鏝元の節より先側部分にシールを1巻貼付し、返却する	男女別色	

化学製品(カーボン)竹刀の使用は認めるが、長谷川化学工業(株)の製品であること。

ただし、次の状態のものは不可とする。

- ・切損、亀裂が認められるもの
- ・カーボン竹刀専用先ゴムを使用していないもの
- ・刃部にカーボン露出のあるもの
- ・竹製品と組み合わせているもの